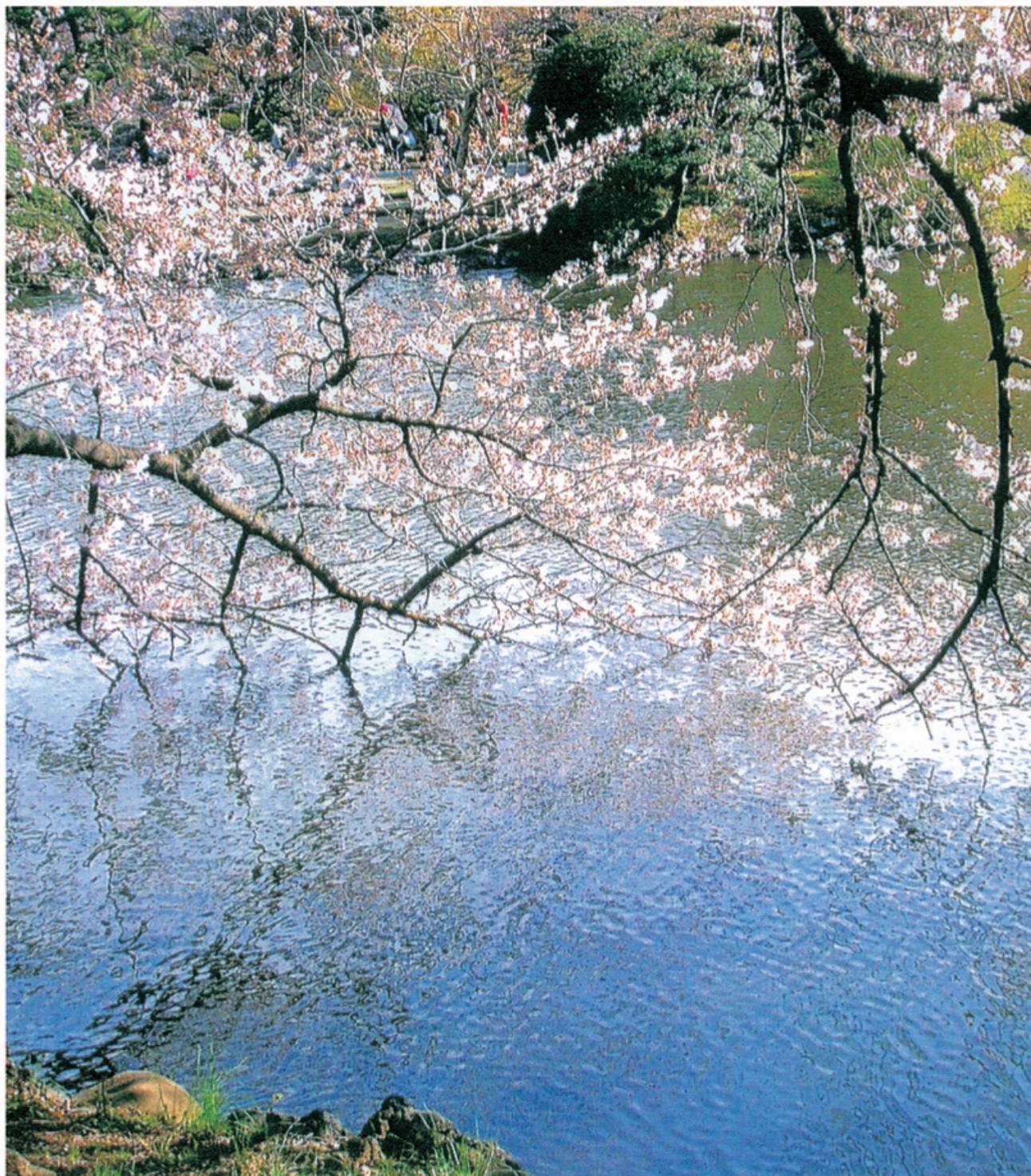


# なかの



Vol. 189

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>



# 新年賀詞交歓会



鈴木会長



納税功労者の皆様



代表謝辞：白川常任理事



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



“フォト・コンテスト”入賞作品



横川副会長



税の川柳：入賞者



“税の川柳”入賞作品



受賞祝典：風景



“税の絵はがき”入賞作品



入賞作品展示（ロビー）

## “なかの” Good Spot (12月)



中野サンプラザ



〜〜 セントラルパーク 〜〜



“冬のさくら”（観光協会）

## 掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	7日(木)	11:00~12:00	広報委員会	法人会館	
	9日(土)	8:30集合	租税教室(2クラス合同)	区立江古田小学校	
	8・13・14	9:00~	生活習慣病健診	中野ゼロ小ホール	
	11日(月)	10:30~12:00	税制委員会	法人会館	
	12日(火)	15:00~16:00	東法連・理事会	全法連会館4階	会長
	15日(金)	10:30~12:00	事業委員会	法人会館	
	//	10:30~12:00	社会貢献委員会	法人会館	
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法人会館	
	18日(月)	10:30~12:00	総務委員会	法人会館	
	21日(木)	10:30~12:00	決算法人説明会	中野ゼロ(視聴覚ホール)	
	//	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	
	22日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法人会館	
	26日(火)	10:30~11:30	厚生委員会	法人会館	
	27日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
29日(金)	10:30~11:30	組織委員会	法人会館		
4月	2日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法人会館	
	4日(木)	8:30集合	厚生委員会主催：見学会	東京スカイツリータワー他	
	6・7	10:00~16:00	(社会貢献活動)中野通り桜まつり(税金クイズ)	新井薬師公園	5日:17時~開会式
	9日(火)	10:30~12:00	総務委員会	法人会館	
	//	13:00~15:00	拡大・監査会	法人会館	
	11日(木)	13:30~11:30	中野税務懇談会	法人会館	会長
	//	14:00~16:45	第8回法人会全国女性フォーラム	ウエスティン名古屋キャッスル	
	//	16:00~17:00	源泉研究部会・研修会	署・別館会議室	
	//	17:00~17:30	源泉研究部会・定時総会	署・別館会議室	終了後：懇親会
	12日(金)	16:30~17:30	青年部会・研修会	署・別館会議室	
	//	17:30~18:00	青年部会・定時総会	署・別館会議室	終了後：懇親会
	16日(火)	14:00~15:00	女性部会・研修会	中野サンプラザ	
	//	15:00~15:30	女性部会・定時総会	中野サンプラザ	終了後：懇親会
	17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
24日(水)	13:30~14:00	正副会長会	中野サンプラザ14F クレセント		
//	14:00~15:00	理事会	中野サンプラザ14F クレセント		
//	15:00~16:30	第14回健康セミナー(座談会：八名信夫氏)	中野サンプラザ14F クレセント		
5月	9日(木)	14:45~14:55	正副会長・総務・事業合同役員会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	//	15:30~16:15	税務研修会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	//	16:15~17:30	第2回通常総会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	//	17:30~18:00	感謝状贈呈式	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	懇親会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	15日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
	22日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
27日(月)	15:00~16:00	東法連・理事会	全法連会館	会長	

### 3月号の目次 「新年賀詞交歓会・記念式典が盛大に！」

2013 VOL.189

新年賀詞交歓会	2	社会貢献活動(中野の逸品グランプリ)	13
署長講演会(伊藤署長)	4	本部だより(理事会・広報委員会)	14
年頭所感(鈴木会長)	5	支部だより(第9中央・本町・10支部)	14
祝 辞(伊藤署長)	6	インフォメーション(見学会・第2回通常総会 他)	14
祝 辞(石原所長)(田中区长)	7	部会だより(源泉研究部会)(女性部会)	15
税務署だより(ダイレクト納付・平成25年度国税専門館募集)	8	部会だより(青年部会)(租税教室)	16・17
都税だより(e-Taxの利用・確定申告センター案内)	9	新年賀詞交歓会(祝賀会)	18
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11	社会貢献活動“成人のつどい”	19
知っとくと得情報(無料法律相談)・ANTENNA®	12	新年賀詞交歓会(抽籤会)	20
中野区だより(パソコン講座)(中野コンテンツネットワーク協会)	13		

●表紙(写真説明).....第11回フォト・コンテスト入賞『水面の桜』(新宿御苑) 宮治通信工業(株) 宮治誠人氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp  
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

## ☆ 講演会 ☆



講師の伊藤署長

### 『税務署の歴史と中野税務署』

講師：中野税務署長 伊藤欽司 様

1月10日、新年賀詞交歓会の前段で、恒例となりました「講演会」を開催致しました。

講師に、中野税務署長 伊藤欽司氏を招聘して、約1時間に亘り講話をして頂きました。

伊藤署長は、「正月ですので、どうぞお気軽に聞いて頂きたいと思います。本日は、三つのテーマに添って話をさせていただきます。」と前置きされ、大要次のように話されました。

#### 「税務署の歴史と中野税務署の誕生」

税務署は、明治29年11月1日に誕生し、郡に一箇所ずつという事で、当初は520署ありました。大正13年には345署まで減少しましたが、現在は、全国に524の税務署があります。(略) 明治29年当時、中野税務署は2つありましたし、富岡署は4つ、その他にも中村、松山、高岡、府中、高田など同じ名称の署がありました。今は、整理され、各1署になっています。現在の中野税務署は昭和19年8月に開庁しました。当時、すでに長野県に、中野税務署がありましたが、そちらが信濃中野税務署と名称が変更になりました。後からできた中野税務署が、そのままというのは今日では有り得ない事で、信濃中野税務署には、感謝しなければなりませんね。(略)

#### 「地図記号からの戒め」

税務署の地図記号の前に、先ず、他の官庁の地図記号について話をしたいと思います。

◎は区役所、○は町役場、警察は警棒を表わしている記号で、交番、消防署の地図記号にも、それぞれ意味があります。さらに郵便局のマークですが、これは当時の通信省の頭文字「テ」を圖案化したものです。

さて、税務署の地図記号ですが、これはそろばんの珠から採っているようです。かつて、税務職員は計算能力が必要でした。その道具がそろばんです。明治29年に定められた「税務官吏服務心得」の第7条には、「税務ニ在テハ算数ノ事最モ其多キヲ占ム、而シテ其正否ハ直チニ徴税ノ当否ト相関係ス、故ニ算数ノ事ニ於テハ最モ心ヲ用ヒ、違算

誤謬ナキヲ期スヘシ。」とあります。

昔はそろばんの研修はありませんでしたが、その後講習会が行われ、珠算大会まで発展しました。

今は電卓が普及し、署内でそろばんを見ることはなくなりました。

しかし、今でも小学校3・4年生ではそろばんを習います。小学校の学習指導要領の算数の履修科目から外れたことはありません。

最近のそろばんには、ボタンひとつでご破算になる「ワンタッチそろばん」もあるようです。

#### 「趣味のマラソン」

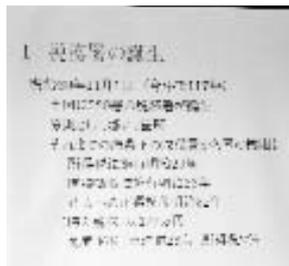
マラソンは、道路を遮断して行うため、開催は、ほとんど日曜日で、年間約1,600の大会があります。夏場は少ないですが、毎週約40大会が、全国のどこかで行われています。その内、フルマラソンは90大会くらいで、参加人数は約20万人。主催者は、地方公共団体や教育委員会、実行委員会等です。福岡国際マラソンなどは、一流のランナーも参加します。日本陸連主催で市民ランナーが参加できるのは、東京マラソン、長野マラソン、名古屋ウイメンズマラソンの3大会のみです。

私は東京マラソンも大阪マラソンも出場した経験がありますが、この運営は、どちらも申し分ありません。大きな違いは、大阪は沿道の応援者まで仮装している事です。(略)

ランニングは、健康のためだけでなく、肉体的にも精神的にも効能があります。あのノーベル医学生理学賞の山中信弥教授は大阪マラソンを走っていますし、作家の村上春樹氏も走っています。(略)

私は、大会の記録を全て残しています。今月も走る予定がありますので、今回も、しっかり練習をして、更なる飛躍に繋がるよう頑張りたいと思います。

ご清聴有難うございました。



旧・歌舞伎座辺り



# 新年賀詞交歓会



鈴木会長の年頭の辞

平成25年1月10日(木) 中野サンプラザ

新年明けましておめでとうございます。

本年、皆様方には、清々しく、お健やかで、希望に満ちた新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

本日は公益社団法人中野法人会賀詞交歓会に、お忙しい中、また、大変お寒い中、このように大勢の皆様にお越し頂きありがとうございます。

特に伊藤税務署長様、石原都税事務所長様、田中区長様をはじめ、ご来賓の皆様におかれましては、年明け早々の、ご公務ご多端の折、ご臨席を賜りまして、心より御礼申し上げます。伊藤署長様には、先程大変楽しく、役に立つ、大変有意義なご講話を頂きありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

また、昨年は、私共中野法人会の事業運営につきまして、ご来賓の皆様方を始め、法人会役員、各支部、各部会の皆様方など、多くの皆様方に、多大なご尽力、ご協力を頂き、本当にお世話になりました。お陰様で無事新年を迎える事ができました。

さて、昨年は国内外の政治、経済は混迷を深め、先行きが不透明な中で推移しました。欧州の債務問題、その影響での中国経済と、それに伴う、周辺の新興国経済の減速、米国もオバマ大統領が再選されましたが、財政の崖と雇用問題などいずれも厳しい状況にさられております。また、国内経済は一段と厳しく、潜在的な少子高齢化が進み、福祉の増大等で増加する赤字国債、円高とデフレによる価格競争の激化、原発停止によるエネルギーコストの上昇など企業への圧迫は強まり、大手を始めとし企業の海外への工場移転が加速し、雇用に大きな影響を与えつつあります。

年末に政権が民主党から自民党の安倍政権に変わり、円高の是正、デフレ克服を中心とする経済再生路線へ転換し期待は膨らんでおりますが、ぜひ実績に繋げて頂きたいと思っております。現在の大きな変化の波を乗り切るため、本年は前向きに力強い気力を持って進んでいかなければならないと思っております。

そのような中、中野法人会は昨年4月1日付けで東京都より公益社団法人として認定を受け、5月に公益社団法人としての第1回の総会を無事終了致しました。

公益社団法人となりまして、昨年各支部、青年部会、女性部会などのご協力を頂き、様々な社会貢献活動や税知識の普及促進活動に取り組んで参りました。

中野通り桜祭りには、初めて参加させて頂きました。又、行政や他団体との共催で、中野にぎわいフェスタ、中野逸品グランプリなど大きな事業にも参加しております。特に中野にぎわいフェスタは中野駅周辺の再開発が進み、四季の森公園も開園し、伊藤署長様をはじめ署の皆様や法人会役員、各部会の皆様に、ご協力頂き大成功に終わることができました。

税知識の普及促進につきましては、租税教育が中心となりますが、青年部会が中心となり、小中学生を対象としての税金クイズが地域に密着した形で行われ、

高い評価を頂き、その結果東京都代表ということで、11月に宮崎県で開催されました全国青年の集いで事例発表を行いすばらしい成果をあげました。

また、女性部会が主となり進めております、税に関する絵ハガキコンクールも年末に表彰式が行われましたが、すばらしい作品が多く応募されました。未来を背負う子供達に大変価値ある事業でもありますので、本年も一層多くの学校からの応募を期待するものであります。

後ほど表彰を行います、源泉研究部会が中心となって税の川柳コンクールも新たに始めました。多くの川柳をおよせ下さいました皆様方にお礼を申し上げます。

e-Taxの普及につきましては、研修会や各支部活動を含め、各事業の中で利用拡大について、さらにお願いをするものでございます。法定調書を含め15ぐらいありますので、e-Taxを利用されている方に、もう少し幅を広げることをご検討を頂きたいと思っております。東京都から、eLTaxの利用促進についても、お願いがあり、ぜひe-Tax同様合わせて、ご利用のご検討を願えればと思っております。

次に会員増強についてでございます。

昨年はお話申し上げましたように、大変経済環境の厳しいなか、役員の皆様、支部の皆様方には、ご自身の事業の舵取りが難しい中、会員増強活動に努力を頂きまして、心より御礼申し上げます。受託三社をはじめ、保険、金融関連の皆様方にもお力添えを頂きましたことに、合わせて御礼申し上げます。公益社団法人となりまして、賛助会員制度も取り入れました。地域に密着した支部活動や社会貢献活動を大きく展開しておりますが、残念ながら、会員数はなかなか増えません。中野の再開発で大企業を始め、大学や様々な企業が中野にきますので、大きなチャンスだと思っております。今年がそういった意味では勝負の年でもあります。会員増強への一層のご協力をお願い致します。

本年はまだまだ、先行き不透明で、厳しい状況が続くと思われませんが、政権が変わり、期待もあり、東日本の復興も本格的に動きだすと思っております。新たなチャンスも生まれます。先程の伊藤署長様の話にもありますが、マラソンのように、忍耐強く、蛇年でもありますので、ねばり強く、前向きに、気力を充実し、元気で頑張り抜きたいと思っております。

役員一同、力を揃えて、新たな公益社団法人中野法人会として魅力を高めるよう頑張る所存でございますので、皆様方の一層の、ご指導ご鞭撻、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

何をするにも、健康が第一です。皆様方のご健勝とご事業の発展をお祈り申し上げ、本年が良い年でありますよう合わせて祈念し、年頭の挨拶とさせて頂きます。

どうもありがとうございました。

# 祝 辞



中野税務署  
伊藤署長

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人中野法人会の皆様には平成25年の新春をお健やかに迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

また、役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深いご理解、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鈴木会長からe-Tax利用拡大のお話がありましたが、一つでも多くの税目について、ご利用をお願いいたします。

さて、年も改まり、個人の所得税確定申告の時期を迎えます。

確定申告に関して皆様にお願ひがあります。皆様あるいは会社の従業員の方で、医療費控除や住宅借入金の控除などの申告をされる方がいらっしゃると思ひます。確定申告は、是非、自宅のパソコンで、国税庁のホームページにあります「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxまたは郵送による提出をお願いします。

皆様ご承知のとおり税務署は、確定申告期間中、大変混雑しております。どうしても税務署に行き相談してから作成したいと思われている方には、大変不便をおかけしますがご了承願ひます。

また、新宿アイランド地下1階の「アクアプラザ」に「確定申告センター」が開設され、お住まいの地域にかかわらず、税理士のアドバイスを受けながら申告書が作成できます。丸の内線の西新宿の駅から歩いてすぐのところであり、比較的空いていますので、税務署の混雑緩和のため是非こちらをご利用ください。

最後になりますが中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



榎本副会長



宮島副会長



司会：赤羽氏



役員の皆様



~~~~~ ご来賓の皆様 ~~~~~



## 東法連・新年賀詞交歓会(全法連と共催)を開催

(平成25年1月23日・帝国ホテル)



新春記念講演  
(講師:朝日新聞特別編集委員 橋本氏)



受影者祝典



左から鈴木茂夫秋田県連会長、古谷一之国税庁長官、  
金田勝年衆議院議員、水野勝元国税庁長官、池田弘一会長



左から小淵優子財務副大臣、  
池田弘一会長、水野勝元国税庁長官

# 祝 辞



中野都税事務所  
石原 所長

皆さん、明けましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の石原でございます。

本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

昨年は、公益社団法人としての新たな船出をされましたこと、誠にありがとうございます。

旧年中は、鈴木会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、東京都の税務行政及び中野都税事務所の事務運営等に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、日ごろから納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い啓発活動を通じて、地域社会に貢献されていることに、心から敬意を表する次第でございます。

また、e-Tax及びeLTAXの普及促進に努めていただき、ありがとうございます。

さて、東京都では、一昨日 8日まで平成25年度予算の知事査定が行われました。新聞でも報道されましたが、一般会計は5年ぶりの増額となる明るい兆しが見えてきました。今後の景気回復に期待したいところです。

今年は、東京で「スポーツ祭東京2013」を開催いたします。

「スポーツ祭東京2013」とは「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一つの祭典として開催するスポーツ大会です。まず、祭典の幕開けとなるのは、「国体の冬季大会」であり、1月26日から、スピードスケート、フィギュアスケートなど、4種目の熱戦が繰り広げられます。なお、スピードスケートについては、被災地支援の一環として福島県郡山市で行われます。

また、9月には「国体の本大会」、10月には「障害者スポーツ大会」が開催されます。

そして9月7日には、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市が決定いたします。オリンピック・パラリンピック招致委員会の発表によると、東京開催に伴う経済波及効果は、全国で約3兆円、これに伴う雇用の誘発は約15万人と試算されております。また、全世界が注目する歴史的祭典は、世界に日本の魅力を訴える絶好の機会となるでしょう。

この招致活動を成功させるためにも、都民・企業・行政が力を合わせて取り組むことが必要となります。「2020年オリンピック・パラリンピックを日本で！」を合言葉に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

スポーツの話が長くなり恐縮ではございますが、中野都税事務所職員一同、本年も親切できめ細かい対応に心がけ、適正かつ公平な税務行政に推進してまいりたいと存じます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



田中 区長

皆様新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会として、公益社団としての活動を始められましてから、益々法人会の活動が充実をしていらっしゃるということで、本当に心から敬服また感謝もしているところでございます。

税の知識の普及啓発ということは、言うに及ばず、様々な区のイベントにもご協力を頂いておりますし、地域津々浦々で行われる奉仕活動であるとか、様々なイベントの会場などで法人会の皆さんのはっぴ姿にお会いする機会が誠に増えて参りました。本当に素晴らしい活動をしておられるなど思っております。

法人会のご協力を頂いております、食の逸品グランプリ、これは今大変好評を頂いているイベントでございます。その2次予選にノミネートされた200店舗の作品のノミネート作品集が今日出来上がりまして、今日から実食審査投票が始まっております。中野は素晴らしく奥深い食の文化を持っているのだと感心しました。そういう中野の街の魅力を、これからもっともっと豊かにして、発展をさせていきたいと思っております。

中野四季の街にオフィスビルが新しく出来ました。4月になりますとキリンビールさんがグループ本社を全部移転されるであるとか、新しく入居される企業が出てくるであるとか、いよいよ人数がどんどん増えて参ります。

また、明治大学と帝京平成大学も4月から開校いたします。この方たちに中野の街のあちこちを歩いてもらって、楽しんで、そして消費もして、街を盛り上げて頂く、ということで中野の街の経済活性化にも繋げていきたいと思っております。そのためにも、中野の街の、街を楽しむためのリソースをより豊かにしていくという観光戦略、都市観光戦略ということも動かしていかなければいけないということで、今準備をしているところでございます。中でも食の逸品グランプリは、是非ご注目を頂きたいと思っております。

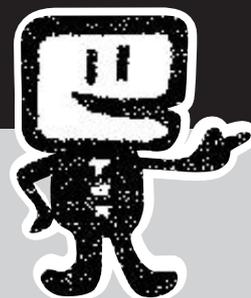
今、大変厳しい経済環境であります。私はギリギリの瀬戸際になっていると思っております。今年こそ日本という国の新しい成長戦略が目に見えてこなければ、私たちの国は、本当に大変なことになってしまうと思っております。

中野の街でも、都市観光戦略だけではなく、ICTコンテンツ産業を振興していくための様々な取り組み。これは四季の街のセントラルパークにその拠点とすべくスペースを確保しています。その具体的活用策も含めて、大学や様々な企業などの協力も頂いて、ITCコンテンツ関連産業振興のための構想を練っております。さらに、中野という街、人が暮らす街、人間というリソースが大変豊かな街、この中野の街で人の暮らしを支えるサービスを日本の先頭を切って充実させていくライフサポートビジネスを充実させていこうという構想も動かそうと取り組みを進めております。中野の街から日本の元気を発信できるような年にしていきたいと思っております。

中野法人会、本年益々ご発展頂きますようお願いを申しあげますと共に、本日ご参会の皆様のご健勝ご多幸、そして事業のご繁栄を心からお祈りを申しあげまして、私のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございます。

## 税務署だより

# ダイレクト納付とは…



事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

## 利用開始の準備

### 1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご確認ください。

### 2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

### 3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



## 平成25年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
  - 1 昭和58年4月2日から平成4年4月1日生まれの者
  - 2 平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
  - 1 インターネット申込み (原則、インターネット申込みとなります。)
    - (1) 受付期間 4月1日(月)9時～4月11日(木) [受信有効]
    - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間 2月1日(金)～4月11日(木)
    - (3) 受験案内(インターネット申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
  - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
    - (1) 受付期間 4月1日(月)～4月2日(火) [4月2日(火)の通信日付印有効]
    - (2) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間 2月1日(金)～4月2日(火)
    - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試験日
  - 第1次試験 平成25年6月9日(日)
  - 第2次試験 平成25年7月16日(火)～平成25年7月23日(火)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に中野税務署総務課(TEL 03-3387-8111 内線203)までお尋ねください。



# 都 税 だ よ り



中野都税事務所

## 都税についてのお知らせ

### 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した、電子申告等の受付を行っています。  
東京都で現在ご利用できる手続きは下表のとおりです。

|         | 法人事業税・地方法人特別税<br>・法人住民税                                                                                   | 事業所税<br>(23区内)                                 | 固定資産税(償却資産)<br>(23区内) |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------|
| 電子申告    | ○ 予定申告<br>○ 確定申告<br>○ 清算確定申告<br>○ 中間申告<br>○ 均等割申告<br>○ 修正申告 など                                            | ○ 納付申告<br>○ 修正申告<br>○ 免税点以下申告<br>○ 事業所用家屋貸付等申告 | ○ 償却資産申告              |
| 電子申請・届出 | ○ 法人設立・設置届出<br>○ 異動届出<br>○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請<br>○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書<br>○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など | ○ 事業所等新設・廃止<br>○ 事業所税減免申請<br>○ みなし共同事業に関する明細   | —                     |
| 電子納税    | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 延滞金の納付<br>○ 見込納付                                                                 | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 延滞金の納付                | —                     |

#### 〈利用手続きについてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>   クリック

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合03-5765-7234)  
※午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始12/29~1/3は除く)



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

#### 〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

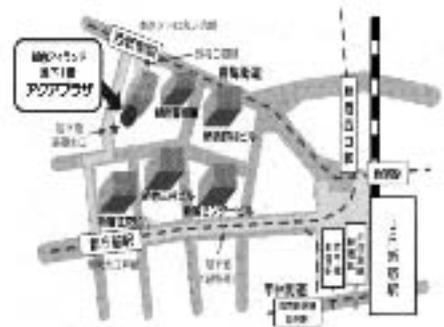
【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

## 東京国税局では、平成24年分確定申告会場として「確定申告センター」を西新宿に開設します。 ※お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。

東京国税局では、平成24年分の確定申告期間中、パソコンを利用した申告書の作成を推進するために「確定申告センター」を開設します。

- 開設期間 平成25年2月7日(木)から3月15日(金)まで  
(ただし、土、日曜及び祝日を除く。)
- 開設時間 受付 午前9時から午後4時まで(提出は午後5時まで)  
相談 午前9時15分から午後5時まで
- 開設場所 「アクアプラザ」  
新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階



- ・パソコンによる所得税・個人消費税等の確定申告書等作成におけるアドバイス(土地、建物及び株式等の売却による譲渡所得や贈与税の申告書等作成アドバイスを除きます。)を行います。
- ・外部記録媒体(USBメモリやフロッピーディスク等)の使用はできませんので、ご注意ください。



税 国税局・税務署

知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回は、医療費を支払った場合に所得から差し引く医療費控除について説明したいと思います。

### 医療費控除とは

医療費控除とは、納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、「1月1日～12月31日」までの間に医療費を支払った場合に、税金の還付、軽減が受けられる所得控除のことで、この医療費控除は年末調整では控除できませんので、還付を受けるためには確定申告をしなければなりません。確定申告書を作成する場合には、自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用するのが便利です。

なお、確定申告を忘れていた場合でも、さかのぼって「過去5年以内」であれば還付が受けられます。

### 医療費控除の計算方法

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

- 実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額＝A
- 10万円、又は総所得金額等が200万円未満の人の場合は総所得金額等の5%の金額＝B
- 「A」－「B」＝医療費控除（最高200万円）

なお、保険などで補てんされる金額とは、生命保険契約などで支給される入院給付金、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などで、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くものです。

### 医療費控除計算の具体例

具体的には、

- ①1年間に支払った医療費が20万円
  - ②保険金で補てんされた金額5万円
- の場合、

### 【計算】

- 「①支払った医療費20万円」－「②保険金で補てんされた金額5万円」＝「15万円（A）」
- 「15万円（A）」－「10万円（B）」＝「5万円（医療費控除金額）」

なお、医療費控除金額は、実際に支払った医療費が対象になりますので、もしも未払いの医療費がある場合は、その医療費は対象とはならず、支払った年の医療費控除の対象となります。

### 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費は、次に掲げるもののうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

- 1 医師又は歯科医師による診療費または治療費
- 2 治療または療養に必要な医薬品の購入の費用
- 3 病院、診療所、介護老人保健施設等又は助産所へ収容されるための費用
- 4 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療を受けるための施術費
- 5 保健師、看護師などに依頼した療養上の支払代金
- 6 助産婦による分娩の介助の対価
- 7 不妊症の治療費
- 8 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入代金
- 9 指定介護老人福祉施設に入所する人の介護費と食費の自己負担額の1/2相当額及び居宅サービスの自己負担額で一定のもの
- 10 おむつ代（医師が必要と認めた場合）
- 11 海外旅行先で支払った医療費
- 12 視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用
- 13 オルソケラトロジー治療（角膜矯正療法）の費用

## 医療費控除の対象とならない治療

次の費用は医療費控除の対象となりません。

- 1 人間ドック
- 2 健康診断
- 3 美容整形
- 4 診断書の作成料
- 5 入院に際し、寝巻きや洗面具などの身の回り品を購入した代金
- 6 医師や看護師などに対する心づけ
- 7 医師の指示によらない差額ベット代金
- 8 病室で見る有料テレビ代金
- 9 通院のための自家用車のガソリン代、駐車場代
- 10 健康増進が目的の治療
- 11 疾病予防のための治療
- 12 近視や遠視などのために日常生活の必要性に基づき購入する眼鏡の購入代金（しかし、例えば、斜視、白内障、緑内障などで手術後の機能回復のため短期間装用するものや、幼児の未発達視力を向上させるために装着を要するための眼鏡などで、治療のために必要な眼鏡として医師の指示で装用するものは医療費控除の対象となります。）

なお、人間ドックや健康診断を受けた結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様に考えられるので、その健康診断等のための費用も医療費控除の対象となります。

## 医療費控除に必要な書類

- 源泉徴収票（原本）
- 診療費、薬代、入院費、通院費用、医療用具の購入、賃借代などの領収書（レシート）

なお、e-Tax（電子申告）を利用して確定申告書を提出される場合は、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。



## ワンポイント 「桃の節句」



桃の節句の起源は平安時代の宮中に遡り、高貴な生まれの女の子の厄除けと健康祈願のお祝いが、庶民の間に定着して雛祭りとなりました。雛人形は、関東では自分から向かって左に男雛、右に女雛。京都では、右が男雛、左が女雛。御所の伝統で左が位の高い位置とされているからです。

## 3月の税務と労務

- ・国税／平成24年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請 3月15日
- ・国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付 3月11日
- ・国税／個人事業者の24年分消費税の確定申告  
4月1日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
4月1日
- ・国税／7月決算法人の中間申告 4月1日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
4月1日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告 3月15日

## 4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
4月30日
- ・国税／8月決算法人の中間申告 4月30日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
4月30日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
4月1日～4月20日または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- ・地方税／軽自動車税の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告（1月～3月分）  
4月30日



# 中野区だより



12月20日 パソコン講座(共催:中野区)



(山手通り方面から) 会場のテクニカルカレッジ (日本橋方面から)



## NAKANOT+ 特定非営利活動法人 ナカノコンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ

### ◆活動方針、コンセプトについて◆

「中野の価値を高める」

「中野の可能性を実現する」

「中野から新しい価値を創造する」

- ・高い技術力と新しい美意識で、次の世代が担う価値のある文化を創造します。
- ・平たくいうと、新しいことを見つけて中野で実験します。
- ・仲間を増やしてみんなで遊びます。
- ・助成金や色んな財源を模索して、みんなで儲かるように頑張ります。
- ・既成や概念やモラルを超越して、新しい価値を探します。
- ・日常生活にない刺激を創りだします。

- ・世界に通用する日本の文化を探し出して、世界に向けて発信します。
- ・若い人たち、外国の人たちと積極的に交流し、世代を超えた文化の交流を図ります。
- ・こんな活動を通じて、中野を楽しく、誇れる街にしていくことが目的です。

IT界の発展を担う事業者が継続的に事業を営むことのできる街、クリエイティブ産業等、イノベーションを起こすアーティストが活躍できる街、技術者(テクノロジー)とクリエイター(アート)が一緒になって新しい価値を生み出すことのできる街、そんな街を目指します。



2月7日 第1回総会が行われました

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 平成24年・社会貢献活動による「チャリティー金の寄附...」

(社会福祉協議会より)

お礼状を頂きました。)

12月25日、中野区社会福祉協議会へ...

皆様からお預かりしたチャリティー金を寄附させて頂きました。

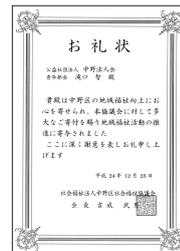
(合計額 150,000円)



~全支部長に頂きました~



滝口部会長様



高野部会長様



## いま、中野が実におもしろい



### 2次審査を勝ち抜いたメニューが一堂に会して最終決戦

中野の逸品グランプリ2013 最終3次審査 場所:織田調理師専門学校  
期日:3月23日(土) 12:00~17:00(予定) JCN「デイリー中野」で放送予定



(昨年度の審査会より)

# 本部だより



～ 12月6日 正副会長会・常任理事会・理事会を開催 ～

1月15日 広報委員会(於:日本閣)

# 支部だより

《第9中央・第9本町・第10支部合同》

## ◆親睦チャリティーボウリング大会◆



～ 12月5日(於:C-Bic)参加者42名で…～

～ 優勝者は(株)古屋工務店 古屋ゆり子様～

### 中野法人会 福利厚生事業 第一弾

4月4日(木)



「春のうららの隅田川」♪♪  
「天空からの桜満開の情景」

『皇居新宮殿』参観と



“地上350mから、360°の絶景パノラマ”

『東京スカイツリー 天望デッキ(第1展望台)空中散歩』

◆申込みは、同封の案内にご記入の上、FAXでお願い致します。◆

『3月に各支部で、役員会』を開催予定。  
『4月に支部定時総会&税務研修会』を開催予定。  
『税務研修会のテーマ:平成25年度の税制改正より』  
講師:中野税務署担当者 ※参加者にお土産あり!

『第27回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で!  
(平成25年4月6・7日 於:新井薬師公園)

### ◆『公益社団法人・第二回通常総会』開催ご案内◆

- 1.日時:平成25年5月9日(木) 第一部『税務研修会』(午後3時30分～) 13F スカイルーム  
午後3時より受付 第二部『通常総会』(午後4時15分～) 13F スカイルーム  
午後3時30分開会 第三部『感謝状贈呈式』(午後5時30分～) 13F スカイルーム
- 1.会場:中野サンプラザ 第四部『懇親パーティー』(午後6時～) 13F コスモルーム



(昨年度の総会・懇親パーティーより)

# 部 会 だ よ り

## 《源泉研究部会 第332回研修会》並びに

### ◆『新年初顔合わせ会』を開催◆

#### ～平成24年分・確定申告について～

『第332回研修会』が、1月17日、法人会館において開催されました。

始めに、安藤部会長より挨拶があり、『サラリーマンの確定申告について』中野税務署の個人課税・福島上席より説明をして頂きました。

“平成24年分・会社役員のための確定申告実務ポイント”などを使用され、基本的な事柄の確認をして頂き「注意すべき点」や「誤り易い点」などを中心に話して頂きました。

又、「平成24年分所得税の改正のあらまし」から、

日昇商事(株) 平沢教弘

「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例や、平成24年分の所得税から適用される主なもの、平成25年分の所得税か

ら適用されるものなども説明して頂きました。特に、給与所得者の特定支出の控除の特例については、質問が出るほど内容の濃い研修会でした。

福島上席、大変に有難うございました。



安藤部会長



講師の福島上席



12月5日：役員会を開催（於：日本閣）



～恒例の確定申告について～



## 《女性部会 第196回研修会》

### ◆チャリティークリスマスの夕べ◆

#### ～マジシャン TOMMYさんをお迎えして～

12月4日「恒例のクリスマスの夕べ」をウエストフィフティースード・日本閣で32名の参加で開催しました。今回も、チャリティーという事で行われました。

全館クリスマス一色に彩られた会場に、皆様、かなり早い時間から到着され先ずは、全員で記念撮影を。

大神田副部会長の司会でスタートです。始めに高野部会長が挨拶。大島会計監査の音頭で乾杯、美味なるディナーの開始。

口にする食餌はどれも美味しく、ワインも更に格別で、思わず微笑がこぼれます。食事をしながらバックに流れる音楽も最高です。

(株)クリスタリーノ 遠藤めぐみ

食事のあとは、いよいよTOMMYさんの登場です。各テーブルをまわりながら、様々なマジックを披露して頂きました。何とか、種明かしを…そう思うのは人間の偽らない心理でしょうか？

目を凝らしながら、じっと手の動きを監視してみますが全く分かりません。又、TOMMYさんの話術にも惑わされてしまいます。あっという間のマジックショーが終了しました。全員で合唱し、櫻井副部会長の閉会のあいさつで無事、盛会裏に終了しました。来年は、更に趣向を凝らして参りますので是非、多くの方に参加して頂きたいと思います。



高野部会長



華麗！…素敵です！



挨拶：高野部会長



マジックショウ



♪皆さんで歌いましょう♪

# 部会だより

## 《青年部会 第302回研修会》

### ◆ 基本に忠実に… !! ◆

#### ～ 租税教室・講師養成研修 ～

12月7日、『第302回研修会』が法人会館で行われました。

一昨年から継続で3回目、講師には、新宿税務署税務広報公聴官・肥沼 忍氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。また、中野税務署の大平課長補佐にも出席して頂きました。

当日は、午後から区立若宮小学校2クラス合同の租税教室を無事に終え、その後の研修会という事で、正に租税教室づくめの一日でした。

肥沼公聴官は、小学生用租税教室のシナリオを中心に、DVDを活用しながらとても分かりやすく講師としての進め方を話して下さいました。

法人会の青年部は、税に関してのプロではありませんので、生徒の皆さんの反応を見ながら、カリキュラムに添って進めていきますが、中野法人会の特徴は、生徒の皆さんが班やグル



皆さん 真剣です

皆さん、生徒の皆さんの反応を見ながら、カリキュラムに添って進めていきますが、中野法人会の特徴は、生徒の皆さんが班やグル

(株)クルー 三鴨伸二

ープ単位に分かれて自分たちの街をつくるというワークショップ型にあります。街づくりを通して“税”について理解して貰って、事前に“税金のない社会危機をとてもしも大きくまとめているDVDを観賞してもらうという事も大きな前提になります。とにかく、限られた授業時間の中で進めていかなければならない上に、人前で何かを教える…ということの難しさを痛感しました。



滝口部会長 講師の肥沼様

授業の最後に、1億円の玩具を実際に持ってもらう、生徒の皆さんの歓声を聞くまで、本当に緊張すると思いますが、今後、是非、講師として教壇に立ってみたいと思います。

肥沼公聴官、有難うございました。



慌てずゆっくりと…ネ

### ◆「有志による新年会」を開催◆

～精鋭10名が熱い決意で…！～

1月17日、「有志による新年会」を区内で行いました、10日には、親会の新年賀詞交歓会がありました。青年部会独自で、しかも部会長を盛り上げようとの総意で行いましたので、平成25年度に向け、様々な建設的な意見がでました。大いに参考にしながら、新年度の計画を…と決意しました。



部会長も仄々と…

### ◆「新年初顔合せ会」を開催◆

1月25日、ウェストフイフティーサード・日本閣において「新年初顔合せ会」が行われました。

例年大変多くの方に参加して頂いておりますが、今回は、新入会員が2名、青年部会への初参加は4名、合計39名の参加者で行われました。

冒頭、滝口部会長は、社会貢献活動を始め、青年部会独自の租税教室の開催に意欲溢れる一年にと抱負を…。

又、新入会員の方や初めて参加された方も、爽

やかな自己紹介と法人会青年部会に対する思いを話され、先輩の部会員も大変ほのぼのとして熱意に包まれ大盛会裏に終了しました。



～初参加のお二人～



～着物姿が素敵なお二人～



進行：新井氏



挨拶：滝口部会長



榎本副会長



中野区観光大使のお二人



OBの皆様



木村副会長

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 青年部会独自で“租税教室”を実施!

12月7日 青年部会が独自の租税教室を…! (区立若宮小学校)



講師：滝口部会長 助手：遠藤幹事



これは公共の建物ですか?



この分け方は…?



オッター!一億円

1月12日 青年部会が独自の租税教室を…! (区立桃花小学校)



講師：遠藤幹事 助手：新井副部会長



皆さん良く考えて下さ〜い!



生徒の皆さんも真剣です



さあ!これが一億円



応援頂いた皆様

おまけ:  
税金



# 新年賀詞交歓会



高野副会長



乾杯：飯田顧問



会長&署長



山岡先生と…



ご来賓の皆様



部会長（美女団と一緒に）



青年部会OBの皆様



会場は熱気に溢れて…



久保副議長と…



部会長 決まってるね！



第7支部の皆様



第9中央・本町支部の皆様



第10支部の皆様



ラーメン 最高！



司会の宮治氏



中締：宗田氏



盛会裏に終了しました

# 本部 だより

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 「2013 中野区成人のつどい」に共催しました

(1月14日 於：サンプラザホール)



1月14日 大雪の一日でした



会場には1500名が…



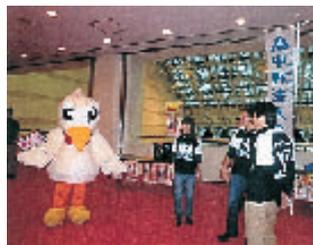
法人会のブース (服部様と)



商工会議所のブース



中野区観光大使の皆様



おやっ! さぎプーだ



中野コンテンツネットワーク…のブース



どこか似ているよね(?)



さぎプーと記念撮影



オリンピック招致を!



中野逸品グランプリのブース



祝辞：田中区長



会場はフレッシュ…!



実行委員の皆様



エイサーと打越太鼓



アント・ジャムのダンス



フィナーレは圧巻でした!!



ご来賓の皆様



当選された皆さん!こちらへ



中野区の役員の皆様

# 大抽選会, 喜びの笑顔・・・



← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。

|                                                                                       |                                                                         |                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|  | 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 | 課税年度分の<br>申告書             |
|                                                                                       | 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 |                           |
| 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1                                                             | 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1                                               | 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 |